

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年6月11日(2020.6.11)

【公開番号】特開2019-62319(P2019-62319A)

【公開日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-015

【出願番号】特願2017-184216(P2017-184216)

【国際特許分類】

H 04 M	15/00	(2006.01)
H 04 M	3/00	(2006.01)
H 04 W	4/24	(2009.01)
H 04 W	4/00	(2018.01)
H 04 W	88/06	(2009.01)

【F I】

H 04 M	15/00	G
H 04 M	15/00	B
H 04 M	3/00	B
H 04 W	4/26	
H 04 W	4/00	1 1 0
H 04 W	88/06	

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月20日(2020.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の地域内に配置された基地局を介して前記所定の地域内において第1の通信サービスの利用が可能な局所ネットワークである第1の通信網、及び広域セルラーネットワークである第2の通信網、のいずれにも無線接続が可能な端末に対して、前記第1の通信網を用いた前記第1の通信サービスの提供が可能な第1の通信サービス局装置と、

前記端末における前記第1の通信網を用いた前記第1の通信サービスの利用時の通信量を計数する第1の計数装置と、を備え、

前記第1の通信サービス局装置は、

前記端末からの前記第1の通信サービスの利用開始要求の受信に応じて、前記第1の通信サービスの内容情報と前記第1の通信サービスの利用に伴う課金体系情報とを対応付けて前記端末に送信し、

前記端末からの前記第1の通信サービスの開始を許可する旨の指示に関する情報の受信に応じて、前記第1の通信サービスの利用に伴う無線通信を、前記端末との間で、前記第1の計数装置を介して行い、

前記第1の計数装置は、

前記無線通信に係る通信量を計数し、

前記端末からの前記第1の通信サービスの利用を終了する旨の指示に関する情報の送信に応じて生成された前記第1の通信サービスの利用時の通信量に関する情報を前記端末における前記第2の通信網を用いた第2の通信サービスの利用時の通信量を計数する第2の計数装置に送信する、

通信課金システム。

【請求項 2】

前記第2の計数装置と、

前記端末に対して、前記第2の通信網を用いた前記第2の通信サービスの提供が可能な第2の通信サービス局装置と、をさらに備え、

前記第2の通信サービス局装置は、

前記端末からの前記第2の通信サービスの利用開始要求の送信に応じて、前記第2の通信サービスの内容情報と前記第2の通信サービスの利用に伴う課金体系情報とを対応付けて前記端末に送信し、

前記端末からの前記第2の通信サービスの開始を許可する旨の指示に関する情報の送信に応じて、前記第2の通信サービスの利用に伴う無線通信を、前記端末との間で、前記第2の計数装置を介して行い、前記無線通信に係る通信量を計数し、

前記第2の計数装置は、

前記第1の計数装置から送信された前記第1の通信サービスの利用時の通信量に関する情報と、計数された前記第2の通信サービスの利用時の通信量に関する情報とを、前記端末に関する情報と対応付けて記憶部に記憶する、

請求項1に記載の通信課金システム。

【請求項 3】

前記第2の計数装置は、

前記記憶部に記憶された前記第1の通信サービスの利用時の通信量に関する情報と前記第2の通信サービスの利用時の通信量に関する情報を用いて、前記端末を所持するユーザの通信サービス利用に関する課金情報を生成する、

請求項2に記載の通信課金システム。

【請求項 4】

前記第2の計数装置は、

生成された前記課金情報を前記端末に通知する、

請求項3に記載の通信課金システム。

【請求項 5】

前記第1の計数装置は、

前記端末が前記第1の通信網において下り回線を用いた前記第1の通信サービスの利用時の通信量を計数し、

前記第2の計数装置は、

前記端末が前記第2の通信網において下り回線を用いた前記第2の通信サービスの利用時の通信量を計数する、

請求項2～4のうちいずれか一項に記載の通信課金システム。

【請求項 6】

前記第1の計数装置は、

前記端末が前記第1の通信網において上り回線を用いた前記第1の通信サービスの利用時の通信量を計数し、

前記第2の計数装置は、

前記端末が前記第2の通信網において上り回線を用いた前記第2の通信サービスの利用時の通信量を計数する、

請求項2～4のうちいずれか一項に記載の通信課金システム。

【請求項 7】

所定の地域内に配置された基地局を介して前記所定の地域内において第1の通信サービスの利用が可能な局所ネットワークである第1の通信網、及び広域セルラーネットワークである第2の通信網、のいずれにも無線接続が可能な端末に対して、前記第1の通信網を用いた前記第1の通信サービスの提供が可能な第1の通信サービス局装置と、第1の計数装置と、を含む通信課金システムを用いた通信課金方法であって、

前記第1の通信サービス局装置は、

前記端末からの前記第1の通信サービスの利用開始要求の受信に応じて、前記第1の通信サービスの内容情報と前記第1の通信サービスの利用に伴う課金体系情報とを対応付けて前記端末に送信し、

前記端末からの前記第1の通信サービスの開始を許可する旨の指示に関する情報の受信に応じて、前記第1の通信サービスの利用に伴う無線通信を、前記端末との間で、前記第1の計数装置を介して行い、

前記第1の計数装置は、

前記無線通信に係る通信量を計数し、

前記端末からの前記第1の通信サービスの利用を終了する旨の指示に関する情報の送信に応じて生成された前記第1の通信サービスの利用時の通信量に関する情報を前記端末における前記第2の通信網を用いた第2の通信サービスの利用時の通信量を計数する第2の計数装置に送信する、

通信課金方法。

【請求項8】

前記第2の計数装置と、前記端末に対して、前記第2の通信網を用いた前記第2の通信サービスの提供が可能な第2の通信サービス局装置と、をさらに含む通信課金システムを用いた、請求項7に記載の通信課金方法であって、

前記第2の通信サービス局装置は、

前記端末からの前記第2の通信サービスの利用開始要求の送信に応じて、前記第2の通信サービスの内容情報と前記第2の通信サービスの利用に伴う課金体系情報とを対応付けて前記端末に送信し、

前記端末からの前記第2の通信サービスの開始を許可する旨の指示に関する情報の送信に応じて、前記第2の通信サービスの利用に伴う無線通信を、前記端末との間で、前記第2の計数装置を介して行い、前記無線通信に係る通信量を計数し、

前記第2の計数装置は、

前記第1の計数装置から送信された前記第1の通信サービスの利用時の通信量に関する情報と、計数された前記第2の通信サービスの利用時の通信量に関する情報をと、前記端末に関する情報と対応付けて記憶部に記憶する、

通信課金方法。

【請求項9】

所定の地域内に配置された基地局を介して前記所定の地域内において第1の通信サービスの利用が可能な局所ネットワークである第1の通信網、及び広域セルラーネットワークである第2の通信網、のいずれにも無線接続が可能な端末であって、

前記第1の通信網を用いた第1の通信サービス又は前記第2の通信網を用いた第2の通信サービスのうち、いずれかの通信サービスの利用開始の指示を受け付ける操作部と、

指示された前記通信サービスの利用開始の要求に関する情報を、前記通信サービスを提供するサービス局装置に送信する通信部と、

前記通信サービスに関する情報に基づいて前記サービス局装置により生成された、前記通信サービスの利用時の通信量と通信料金との対応関係を示す課金体系情報を、前記通信部を介して取得する取得部と、

取得された前記通信サービスに対応する課金体系情報を含む、前記通信サービスの利用開始の許否選択画面を表示する表示部と、を備え、

前記通信部は、

前記通信サービスの利用開始の許否選択画面に対する、前記通信サービスの利用開始の許可の指示に応じて、前記サービス局装置との間で前記通信サービスに関する通信を開始する、

端末。

【請求項10】

前記表示部は、

前記第1の通信サービスの利用時の通信量に関する情報と前記第2の通信サービスの利

用時の通信量に関する情報を用いて生成された、前記端末を所持するユーザの通信サービス利用に関する課金情報を表示する、

請求項 9 に記載の端末。

【請求項 1 1】

前記通信部は、

前記端末を所持するユーザの通信サービス利用に関する課金情報を、前記第 2 の通信サービスの利用時の通信量を計数する第 2 の計数装置より受信する、

請求項 9 又は 1 0 に記載の端末。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

本開示は、所定の地域内に配置された基地局を介して前記所定の地域内において第 1 の通信サービスの利用が可能な局所ネットワークである第 1 の通信網、及び広域セルラーネットワークである第 2 の通信網、のいずれにも無線接続が可能な端末に対して、前記第 1 の通信網を用いた前記第 1 の通信サービスの提供が可能な第 1 の通信サービス局装置と、前記端末における前記第 1 の通信網を用いた前記第 1 の通信サービスの利用時の通信量を計数する第 1 の計数装置と、を備え、前記第 1 の通信サービス局装置は、前記端末からの前記第 1 の通信サービスの利用開始要求の受信に応じて、前記第 1 の通信サービスの内容情報と前記第 1 の通信サービスの利用に伴う課金体系情報を対応付けて前記端末に送信し、前記端末からの前記第 1 の通信サービスの開始を許可する旨の指示に関する情報を受信に応じて、前記第 1 の通信サービスの利用に伴う無線通信を、前記端末との間で、前記第 1 の計数装置を介して行い、前記第 1 の計数装置は、前記無線通信に係る通信量を計数し、

前記端末からの前記第 1 の通信サービスの利用を終了する旨の指示に関する情報を送信に応じて生成された前記第 1 の通信サービスの利用時の通信量に関する情報を前記端末における前記第 2 の通信網を用いた第 2 の通信サービスの利用時の通信量を計数する第 2 の計数装置に送信する、通信課金システムを提供する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 3】

また、本開示は、所定の地域内に配置された基地局を介して前記所定の地域内において第 1 の通信サービスの利用が可能な局所ネットワークである第 1 の通信網、及び広域セルラーネットワークである第 2 の通信網、のいずれにも無線接続が可能な端末に対して、前記第 1 の通信網を用いた前記第 1 の通信サービスの提供が可能な第 1 の通信サービス局装置と、第 1 の計数装置と、を含む通信課金システムを用いた通信課金方法であって、前記第 1 の通信サービス局装置は、前記端末からの前記第 1 の通信サービスの利用開始要求の受信に応じて、前記第 1 の通信サービスの内容情報を前記第 1 の通信サービスの利用に伴う課金体系情報を対応付けて前記端末に送信し、前記端末からの前記第 1 の通信サービスの開始を許可する旨の指示に関する情報を受信に応じて、前記第 1 の通信サービスの利用に伴う無線通信を、前記端末との間で、前記第 1 の計数装置を介して行い、前記第 1 の計数装置は、前記無線通信に係る通信量を計数し、前記端末からの前記第 1 の通信サービスの利用を終了する旨の指示に関する情報を送信に応じて生成された前記第 1 の通信サービスの利用時の通信量に関する情報を前記端末における前記第 2 の通信網を用いた第 2 の通信サービスの利用時の通信量を計数する第 2 の計数装置に送信する、通信課金方法を提

供する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、本開示は、所定の地域内に配置された基地局を介して前記所定の地域内において第1の通信サービスの利用が可能な局所ネットワークである第1の通信網、及び広域セルラーネットワークである第2の通信網、のいずれにも無線接続が可能な端末であって、前記第1の通信網を用いた第1の通信サービス又は前記第2の通信網を用いた第2の通信サービスのうち、いずれかの通信サービスの利用開始の指示を受け付ける操作部と、指示された前記通信サービスの利用開始の要求に関する情報を、前記通信サービスを提供するサービス局装置に送信する通信部と、前記通信サービスに関する情報に基づいて前記サービス局装置により生成された、前記通信サービスの利用時の通信量と通信料金との対応関係を示す課金体系情報を、前記通信部を介して取得する取得部と、取得された前記通信サービスに対応する課金体系情報を含む、前記通信サービスの利用開始の許否選択画面を表示する表示部と、を備え、前記通信部は、前記通信サービスの利用開始の許否選択画面に対する、前記通信サービスの利用開始の許可の指示に応じて、前記サービス局装置との間で前記通信サービスに関する通信を開始する、端末を提供する。